

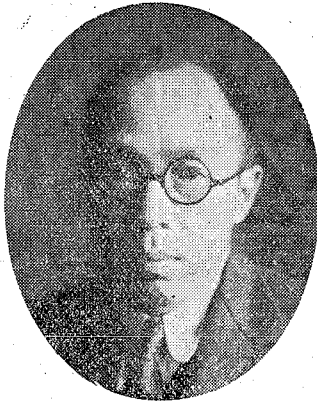
説苑



歴代内務土木局長と其時代 (二十三)

|| 挾間茂氏 ||

清 水 生



人間の力

想へば明治維新の大業も大東亞共榮圈建設の大業も總てその原動力は人間にある。このことを思へば實に人

間の力と云ふものは宏大無邊である、幕末に於ける尊王と攘夷佐幕と開國この波瀾重疊を極めた幕末幾多の政變は國家的社會的變革に於て所謂尊攘の思想と幕政改革の微温的から徹底的討幕に至るまで三轉豹變してゐるが嘗て木戸松菊が元來我國は皇室を中心に發展すべき國柄であり理論上幕府の存在は許されないと喝破したことは誠に王政復古は國史當然の歸結である、……頼山陽は日本外史に。

蓋シ我朝ノ初メ國ヲ建ツルヤ、政體簡易、文武一途、

海内ヲ擧ゲテ皆兵、而シテ天子ガ之ガ元帥トナリ、大臣大連之ガ褊裨トナリ、未ダ嘗ツテ別ニ將帥ヲ置カザルナリ、豈武門武士ナルモノ有ラン哉。

と喝破してゐるのを見ても誠に首肯出来るのである、この維新改革の最も重要な役割を勤めた者は、往年の年少改革家伊藤博文が洋行の笈中に携帯したと云ふ日本政記の著者頼山陽其の人である。漢學の改革的原理によつて日本歴史を批判せる山陽の政記は不忠不臣なる徳川を反語的に尊皇忠臣と稱讚して、その端を拓ける鎌倉幕府を亂臣賊子と筆誅することによつて倒幕改革を暗示せる日本外史は實に海内一般に勤皇の意義を知らしめ、當然時の志士……指導者……をして靡然これに嚮ふの氣を發揮せしめたことに於て眞に絶群の改革文學であつた。

袂間氏と郷土

この山陽を生んだ廣島縣では過去に於ても頼三樹三郎を始め幾多の人傑を輩出してゐるが明治大正昭和に於ても亦相當なる人材を出してゐる、即ち筆者は一寸こゝに拾つて

見ただけでも嘗て首相の印綬を帯びたが、當時我國の興廢を双肩に擔ふた日本海々戰に於て東郷元帥の下に參謀長として偉勳を立てた海軍大將加藤友三郎氏を始め刑法學の權威者花井卓藏博士や又政黨界の麒麟兒であると云はれた望月圭介氏や嘗ては北海道長官であつた佐上信一氏や速見整爾、荒川五郎の各氏や前内務技監谷口三郎、現大分縣知事灘尾弘吉、福井縣知事三好重夫、東京土木出張所長山下輝夫、國土局道路課長岩澤忠恭諸氏等々と軍界、學界、行政界、技術界、政黨界等各方面に互つて人材を出してゐる。

現大政翼賛會組織局長の重責にある袂間氏も亦廣島縣の出身の一賢材である。……氏は廣島縣福山に於て三谷正一氏の二男として明治二十六年三月二十四日に生れてゐる、後岡山市大字富田の袂間光太氏の養子として袂間家に入つてゐる、明治四十四年九月に岡山第六高等學校に入學特待生として選定された程の優秀才である、大正三年七月卒業すると同年九月に東京帝國大學英法科にこれ又入學特待生として選定せられ小寺獎學賞金を受領せらるゝこと三回にも

及んでゐる、これを見ても氏は學生時代に於ても群を抜いて如何に優秀であつたかは想像に餘りがある、而して同年七月大學卒業すると直ちに高文試験にこれ又優秀なる成績で合格して内務屬として地方局に勤務となり、同年七月和歌山縣理事官同十一月六月神奈川縣理事官を歴任して、同十二年四月内務事務官として本省に戻つたのである。

歐米各國に赴く

大正十年七月に氏は内務省で參事官を兼任してゐたが、昭和四年一月に歐米各國に出張を命ぜられて具に各國の行政狀況等を視察して同五年一月歸朝したのであつた、同六年二月地方局行政課長となり、更に同七年六月に山本内相の下に秘書官兼任大臣官房文書課長を勤め、同年七月には資源局事務官に任ぜられてゐる、同九年九月大臣官房人事課長に轉じたが、同十年一月社會局社會部長に昇進し中央職業紹介事務局長を兼ねてゐた、同十一年三月に潮内相の下に内務省衛生局長となり、同年六月土木會議臨時議員を命ぜられたが同十三年一月茨城縣知事として始めて地方長

官となつたのである、而して昭和十四年一月十一日即ち平沼内閣の生れて六日目に木戸内相の下に土木局長として本省に呼び返されたのである、さうして同年四月十九日に地方局長に轉じたのであるから氏の土木局長在任は僅かに約三ヶ月と八日間である、當時の内務首脳部を見ると、木戸内相の女房役として大達茂雄氏が次官であり、安藤狂四郎氏が警保局長であり、松村光麿氏が都市計畫局長である、氏は地方局長としては平沼、阿部、米内の三代内閣、内務大臣としては木戸、小原、兒玉の三代に仕へてゐる、昭和十五年七月二十二日第三次近衛内閣が成立すると内務大臣には安井英二氏が親任せられたが氏はその下に地方局長より次官に抜擢されて内相を補佐して内務一般行政に當つたが安井氏に代つて平沼騷一郎氏が昭和十五年三月二十一日に内相となり、更に平沼氏に代つて田邊治通氏が同十六年七月十八日に内相の印綬を帯びたが、氏はやはり次官として居擧り即ち三代の内相の下に次官を勤めて同十六年十月二十三日第三次近衛内閣の瓦解と共に下野したのであつ

た、而して氏は現在大政翼賛會の組織局長となつてゐる、氏の家庭は慶應三年生れの養父光太氏、養母こさゝ女は明治十三年の生れであるが夫人光江女史は養父光太氏の二女にして明治三十六年生れで跡見花江女史の經營にかゝる跡見女學校出身の才媛である、氏は夫人との間に長男敬夫氏長女美和子二女貴美子の二嬢がある、家庭的宗教は日蓮宗に屬してゐるが、氏は趣味としては讀書、圍碁等であるさうである。これが挾間茂氏の略歴と云へるであらう。

天真素朴忠誠を竭して

偕て挾間氏が茨城縣知事から土木局長に轉じたるは昭和十四年の一月十一日であり、地方局長に再轉したのは同年の四月十九日であつたから、従つて氏の土木局長在任は頗る短期間であつた、當時氏が着任直ちに登省して、土木局長を省内第二會議室に集めて、天真素朴忠誠を竭して奉公するの決心である、土木行政に關しては經驗に乏しきも、この特異性をもつ行政は他の内務行政と渾然調和一致せしむることに依つて、其の特異性を發揮せしむることを得

ると信ずる、飾らず飾らず赤裸となつて協力するところに偽りなき眞の一致がある、自分としては前述の如く天真素朴赤誠をつくしてその局に當る決心なるが故に、諸君に於ても亦何等飾り氣なき心構を以て其の職責を完うせられんことを望む云々と、一場の就任挨拶を兼ねて部下に訓示をしてゐるが實に潑刺たる氏の性格を現はしてゐる、氏が土木局長就任後間もない五日目に土木會議を開いてゐるが、當時木戸内相は、この會議に臨んで。

凡そ産業經濟の進展を計り國民生活の安全を期するには土木施設の整備充實に俟たねばならないもの極めて大である、特に支那事變下長期建設の段階に當り生産力の擴充進展を緊要とする現狀に於ては之が根基たる土木諸施設の完備に付その要求一段と切實なものがある、幸にして今回河川に於ては利根川増補計畫、淀川修補計畫、道路に於ては關門隧道計畫、更に港灣に於ては新潟、菟田、名古屋各港の修築計畫に付大體の成案を得て、その一部は豫算化の手續も進みつゝある状態であるから本會議

に提案する次第である。

と述べて、直轄河川改修計畫利根川増補と淀川修補を提案してゐるが、氏は就任後間もない土木局長として該土木會議に臨んで。

利根川増補の必要を力説

直轄河川改修工事の施行に付いては、土木會議に於て昭和八年以降數次の決議に依つて銳意努力してゐるが、

昭和十年以來の水害に鑑み、今回利根川増補及び淀川修補の追加を提案したのであるが、利根川は其の流域群馬、

長野、埼玉、東京、茨城、千葉の一府六縣に互り、流域面

積一萬五千七百六十二平方杆灌漑面積十七萬九千七百町

歩水害面積二十五萬五千町歩を算する大河である、明治

三十三年高水防禦を目的とする河川改修工事を起工し、

更に四十年には第二期工事で四十三年には第三期工事

を起工したのである、この工事は利根川本川は群馬縣芝

根村以下千葉縣銚子町に至り、派川は江戸川は關宿町以

下行徳町に至る總延長二百六十四杆に互つて改修工事を

施行して昭和五年に至つて竣工を告げたのである、此の工費六千三百四十萬餘圓、又支川渡良瀬川は工費千百四十萬圓を以て明治四十三年に起工し大正十五年に至つて竣工したのであつた、この間の工期費に三十一ヶ年、その工費總額合計七千四百八十萬餘圓を要してゐる、又起工以來二十有三ヶ年を経たる大正十二年に至つて特殊工事を除き大體工事の完了を見たのである、其の竣工部分の堤防は護岸等は利害關係數府縣に渉るために内務大臣が直轄維持修繕を行ひ以て現今に至つて居る。

昭和十年の大洪水と増補計畫の内容

氏は利根川改修……治水の経緯等詳細に互つて説明して更に氏はこの工事は三十餘年の長期を要したために年々の出水或は關東震災に、將又國庫財政の都合に依つて豫算の節減繰延等に遭遇して幾多の困難を経て漸く完全し、これがため沿岸四百萬民衆は長年の水禍かれ免れてゐたのであつたが、適々昭和十年九月群馬縣を襲來せる豪雨は利根本川筋に異常の出水となり、栗橋地元で計畫洪水位を突破す

ること一米・六六に達して全川に亘つて隨所に堤防の崩壞
護岸の破壞を來たし、刻々破堤の危險に瀕し官民一致の水
防に當つて辛じて破堤による氾濫の慘禍を免かれたこと等
を續々と報告して。

内務省に於ては曩の利根川治水専門委員會の答申を根
幹として銳意實地調査の上これを快疏せしむるため洪水
量の分派新放水路の開鑿、堤防の擴張。其他洪水調節池
の整備各大川の補強特殊工作物の改造等を計畫してこの
工事費總額八千六百十萬圓となるが、其の第一期として
工費四千八百三十萬圓を以て利根川上下流及び新放水路
江戸川、利根運河、渡良瀬洪水調節池等の一部を施行せ
んとするのであると。

氏はこの利根増補計畫の必要を力説して、土木會議の議
決を求め更に淀川の修補に付ては。

淀川改修工事の經過

淀川改修工事は明治八年始めて起工し京都市伏見區以
下大阪府下守口町に至る三十籽間に於ける航路改良の目

的を以て施行し、更に二十九年より沿岸の洪水を防禦す
るために伏見以下海に至る區間に高水工事を施行して、
繼續十五ヶ年工費千九百餘圓を以て明治四十三年に完成
を告げたのであるが、大正六年十月淀川右岸高槻町大塚
下於て破堤し大慘害を來たしたので、直に同川堤防の増
補工事に着手して繼續十六ヶ年工費千四百五十一萬餘圓
を以て昭和八年に完成を見たのである、又工事完成部分
に於ける特殊工作物洗堰、閘門、起伏堤、等は洪水の調
節と舟運に重大關係があるので、明治四十三年以降これ
等工作物は大臣の直轄維持として、更に昭和六年以降は
伏見觀月橋以下全川に亘つて、河川全部の維持をなし現
在に至つたのである。

と淀川改修工事の經過と川筋に於ける最大洪水量五千五
百六十立方米を快疏する施設を以て、この河川改修工事の
目的であつたことを報告して更に氏は。

淀川修補の理由

然るに昭和十三年七月の出水期に於て全川に亘つて堤

裏に六十餘ヶ所の漏水箇所を生じ、必死の水防により辛

じて破堤を免れ得た状態であつた。斯る現象は今後堤防

の安全上寒心に堪へざるのみならず、下流部に於ては近

年大阪全域全體の地盤低下して甚しきは一米・五に達す

るところもあり、従つて左右兩岸堤に於ても共に沈下し

これがため附物の維持困難を來し、満潮時には其の機能

を發揮することが出来ない有様である。今や大阪市及其

の附近は我國に於ける商工業の樞軸で軍事工業等に至つ

ては缺くべからざる地位にある等の重要性に鑑みて、洪

水量六千九百五十立方米を快疏せしむる計畫を以て、本

支川の既設堤防及工作物を補強し以て充分に安全を圖ら

んとするものであつて、其の全體の計畫は工費二千三百

二十萬圓を要するが、差當り急を要すると認むる大阪府

北河内郡殿山町地先以下海に至る間の工事を施行する計

畫の下にこの工費千六百萬圓である。

と氏は説明してゐるが、更に道路問題に移つて、山口縣下

關市から福岡縣門司市に至る所謂關門隧道計畫に付いて、

挾間氏は。

關門隧道の重要性

本州と九州とを直接連絡する關門隧道の開鑿は、國防

並に産業交通上極めて緊要なる事業である。本施設は我

國に於ては初めての大規模なる海底隧道であつて、十分

なる調査研究の上工事を執行するを適當と認めて、昭和

十二、十三兩年度に互り政府は總額五十萬圓を支出して

隧道を掘鑿して地質其の他の調査を實施すると共に、こ

れが計畫に付いて斯界の權威者より成る専門協議會を開

催して慎重審議の結果、茲に本隧道開鑿の確信を得たの

である。本路線は東京市より鹿児島縣廳所在地に達する

重要なる幹線であるが、下關市から門司市に至る關門海

峽は現在船舶によつて僅かに貨客の運搬をしてゐる状態

であるが、北九州地方工業地帯の發展と、關門兩重要港灣

を始め附近諸都市の繁榮並中國筋内海沿岸の工業地帯化

とは、近時頓に自動車交通の繁榮を招來して、本幹線國道

を海上國道と海上連絡に委ぬるを許さない状態に立ち至

つたのみならず、航行船舶及横斷連絡船舶の輻輳は潮流の急激なると共に、世界有数の海難箇所を現出して關門兩港の機能を著しく障碍しつゝある現状である。故に關門間に海底隧道を新設して、本州九州間の國道連絡を完ふすると共に海上交通の危険を除却することは軍事上、産業上交通上眞に緊要なる施設であつて、現下の時局から見ても急施を要するものと考へるので豫算にこれが經費を計上して實施計畫を樹立したのである。

と氏はこの關門隧道の施設急務を種々の角度から觀察して力説してゐるが、こゝで一寸とこの關門隧道が如何なる計畫内容であるか固より詳細に之を記述することを得ないか其の概要を見ると

先づ第一にこの隧道の位置については最初種々の意見があつて即ち早瀬瀬戸を横斷するものと、下關市から小瀬戸を経て彦島に至り弟子待附近から小森江に渡るものと、又彦島田の首附近から大里に渡るもの等々が考へられたのであるが結局早瀬瀬戸を横斷するのが隧道の延長も最短であ

り、又地質も大體岩盤と推定されて工事が比較的容易であるのみならず工費も亦低廉であるとの見解もあり、更に關門兩市を直接に連絡して、海峽を横斷する船舶交通を最も有効に吸収することが可能なる理由の下に、早瀬瀬戸を横斷する位置が選定されたのである。路線は交通の現状から鑑みて本州側では長府方面からと、下關方面からとの二つの出入口を設けることとなし、長府からのものは下關市前田町の船舶信號所附近に於て國道から分岐して、直ちに隧道に入り〇〇〇〇の半徑を以て舊壇の浦町御裳川口附近に至つて、海下面〇〇米乃至〇〇米の深さで海峽を横斷して九州側門司崎附近を通り、右折して門司市堀川町附近に於て地上に出で既改修道路に連絡するのである。この延長〇〇〇〇〇〇米であるが、そのうち隧道部分は〇〇〇米である。下關側の分岐線は下關市阿彌陀寺町八幡宮附近に於て現在の國道から分岐して、丸尾通の終端附近から隧道に入り御裳川口附近に於て右折して本路線と連絡することになつてゐる。この分岐線は隧道内に於て長府側から來る本

路線との平面交叉を避けるために一部は復線となつてゐる、而してこの分岐線の延長は〇〇〇〇〇〇米、内隧道の部分は〇〇〇〇〇米であるが、本計畫路線の全延長は〇〇〇〇〇〇米であり、内隧道は〇〇〇〇〇〇米、取付道路は〇〇〇〇米となつてゐる。これが關門隧道の計畫であるが、氏が當時就任間もなく土木會議に臨んで利根の増補、淀の修補と共に關門隧道計畫並に新潟港及び名古屋、荻田の各港修築計畫等につき土木行政的見地から、その緊要なる所以を力説して、これが實現に努力されてゐる。氏は當時道路問題について、第二次道路改良計畫の實行狀況は昭和九年度乃至十三年の五ヶ年間の年割額は合計一億八千三百餘萬圓であるが、これに對する實行額は六千五百餘萬圓で約三分の一を支出されたに過ぎない状態である。これは政府の財政上已むを得なかつたところであるが、道路施設の現状と最近に於ける自動車交通發達の趨勢に鑑みるときは眞に遺憾である、今後財政の都合を見計つて尙一層の計畫の遂行に努力したいと力強く云つてゐるが、土木行政中道路政策

が最も遅延せる現状に於ては誠に肯定さるゝことである。

挾間氏を問ふ

筆者は某日、淀橋區諏訪町なる氏の邸を訪ふたのであつた、取次の書生に刺を通じて面會を求むると、直ちに二階の瀟洒な應接室に通ふされた、待つこと暫時にしてその間に筆者は彼の諸葛孔明が賢人偉人に直面すれば毅然として心に快感を覺へ、これに反して吾心喜ばざれば其人は偉人賢人に非ずと云つたことをフト思ひ出してゐる間に、たつた今關西の旅行先から歸へつたばかりの氏は愉快に筆者を引見してくれたのである。而して氏は筆者の訪問趣旨に依つて語られたところによると。

私が茨城縣知事から土木局長に轉任したのは確か昭和十四年の一月十一日であつたと記憶するが、さうして同年の四月十九日に平沼内閣、木戸内相の下に地方局長に代つたから、その間僅かに三ヶ月間程の短期であつた。恐らくは歴代の土木局長中私は一番短かつたのではなからうか……左様な次第であるから、從てあまり土木行政

……仕事についてはせなかつたし又する間もなかつたやうな譯けで。

と氏は劈頭にかやうに語られて、

然しこれは勿論前からの問題であるが、利根川の増補と淀川の修補計畫、豫算編成等に關して多少關與をなし又就任早々であつたが、土木會議に諮つて確定したやうなこともあつた。又關門隧道の問題についても本州と九州とを直接連絡をする交通上極めて緊要の問題であり、殊に軍事上、輸送關係等に於ても重大なる意義を持つことは明かであるが、土木會議でも貴族院等でも多少疑問を持つて、本國道の關門直接連絡は、當初の内務省案では橋梁であつたのが、今回提案のものは、隧道になつて居るが、その變更した理由、また橋梁案と隧道案との工費の比較、附帯經費、即ち將來隧道を維持管理するに要する費用はどの位である等々の質問が出たやうな次第であつたが、これは全く橋梁よりは隧道の方は空襲……即ち防空上の見地と、工費との關係で隧道案を採用したも

のであつたが、大體土木會議も議會で承認を得たのであつた。

と氏はこゝで、これ等の諸點を詳しく説明されたあとにあの北九州の工業地帯と東京とを一本に連絡することは殖産上から觀察しても國防、産業、交通上等種々の角度から見ても極めて緊要であることを話されて。

私が土木局長在任中は前に云つたやうに極く短期間であつたが事業の方では、あの昭和十三年に神戸地方に大水害があつて、前土木局長であつた安藤氏がこれが復舊には非常に努力せられたが、私はまあこれが引繼だと云うが丁度私は茨城縣知事時代に水害があつて、この經驗に鑑みて、關西の門戸である神戸地方の大水害には徹底的には砂防河川の改修をやらねばならないと思ふて、日夜努力して追加豫算を出して、二十九河川の改修案を立てこれは大藏省も認めてくれて砂防改修に着手したのであつた。もう一つ私の局長在任中に一層土木行政の強化を計る必要があると思つたので、地方土木部設置を極密

に計畫して、この方針の下に府縣の土木課の昇格土木部の設置を計つたのであつたがこの結果福島、岐阜、三重、岡山、熊本、山口、富山、等の各縣に土木部が出来たのであつた。

と氏は土木行政と地方土木の發達等について縷々述べられたのである。今度は話は轉じて大政翼賛會のことに及ぶと氏は。

私はあの政黨解消……新體制準備委員が出来ると次官であつた關係上常任幹事をやつて居つた。そうして次官をやめて大政翼賛會に入つたが、役人生活に比らべてなか／＼六ヶ敷仕事ではあるが、これを度外に於て働いてゐる。米英は今日直接戰爭に敗れても長期戦に依つて宣傳戦に或は經濟戦に勝つて最後の勝利を占めやうとしてゐる。これにはどうしても對應せねばならぬのであることは勿論であるが、これには國內體制がちりとゆるぎなき強固たるを要することは論を俟たないのである。こゝに大政翼賛會は國民運動の必然上から政府と表裏一體

となつてこれに對應するための民間運動である。
と氏は語られたが、既に玄關先には自動車待つて居り洋服姿の氏は非常に多忙に見受けられたのでこの位にして辭去したのであつた。

部下から見た挾間氏

現内務省地方局勤務の某事務官は挾間氏が地方局長時代は勿論次官の際にも深く氏に私淑して某氏の如きは挾間氏の寵兒であるときへ云はれてゐる關係上、氏の人物に付ては克く知つてゐると思ふたので、筆者は面會して部下から見たる挾間氏の人物觀とでも云ふべきものを聞いて見たが挾間さんは非常に世話すきで、殊に部下に對しては温情であり、又部下の指導や面倒をよく見て部下を愛した人である、頭腦は至つて緻密でしかも俊敏で、内務省に於ても過去現在を通じて稀れに見る優秀の人であると思ふてゐる、大政翼賛會が世上から兎も角批判もあつた情勢のときに入られたが、入られてからその基礎も固つたやうであるが、これは挾間さんは單に役人ばかりでなく

六ヶ敷仕事にも腹の人であると思ふてゐる。また、挾間さんは地方制度地方行政等の研究をされて非常に造詣が深い、これに付て著書も多數ある。云々。
と語られたのであつた。

氏は地方行政の一權威者

某事務官が云はるゝやうに、挾間氏は地方行政については一識見を有し亦一權威者である。地方自治制講義、地方制度の解説、選舉講話、地方制度の研究、市町村の自治權等々と幾多の著書をしてゐるが、これ等の著書は現に地方縣市の講習會や其他に於て良い教科書として、亦参考書として各所で使用されてゐるのを見ても如何に有益なる著書であり、亦氏の意見は地方行政の正鵠を穿つてその裨益するところ甚大であるかは窺知することが出来るのである、殊に「市町村の自治權」なる著者は多くの講習會等に於て良書として用ひられてゐるが、その内容の一端を見ると氏は、「社會的實在としての市町村と法的實在としての市町村」との下に。

市町村は公法人として法律上の人格を有し社會的生活を營むものであるが、元來その人格を有すること、即ち社會生活に於て權利義務の主體たることは國家の法制に依る承認にその基礎を求めねばならぬ。

と云つて、市町村がその公法生活を營むに當つて如何なる範圍の自治能力……自治權を有するかを説き更に。

市町村の如き地方團體の基本權たる自治權の基礎も、これに付與する法律制度の上に存すること謂ふを俟たない所であるから自治權に關する基礎觀念を明確にせんがためには先づ第一に自治權と、その基礎たる法規との關係に付き考察を進めねばならぬ。

と、云つて地方自治に關する從來の學説たる政治的支配權は獨り國家のみに屬するものでなく、地方團體も亦自己に固有なる政治的支配權を持ち國家的權力から獨立して自ら組織し、自ら統治する力を持つとの一説と、支配權は國家のみに屬して地方團體は政治的支配權を行使し得ると云ふも、それは國家生活の便宜上國家が地方自治體の存立を

承認して、これに對して必要なる限度の政治的支配權を委任したのに過ぎないとの一説等を引用して、氏は。

惟ふに歐洲中世に於ける自由市の如き自治體を論議の對象となすものは、或は前説に傾くかも知れないが、國家乃至國家生活の本質に鑑み法律生活の實際に照すとき後説の妥當なることは疑を存しないと思ふ。

と氏は支配權は國家のみに屬する學説を妥當と認めてゐる。更に自治機能に關する立法上の主義に論及して。

世界自治制の大勢

現今世界に於ける自治制の大勢として、地方自治體の自治機能乃至自治權の基礎を定むる法制には二種の體系があるその一は箇別的立法の主義であり、その二は概括的立法の主義である。

と説いて。

即ち例へばイギリスに於けるが如く事務的箇別立法の方法に依り、一は法律を以て地方團體の財産管理權を認め、また他の法律を以てその課稅權を定め、更に他の法律

を以て地方團體の保健事務管理權、教育事務管理權乃至は特殊營造物管理權等を認むるが如きものあり、又アメリカ合衆國に於けるが如く團體特別法の形式に依り、特に都市の自治機能に付ては各市に對し立法を以て自治行政權を付與するものもある。之に反し概括的立法主義と云ふは、例へば市制町村制と云ふが如く自治體に關する共通の基本法を定め、その法制に於て同種の自治體を有する機能の範圍を一般的に規定するものである、歐洲大陸に於ける地方團體に關する法制は、概ねこの概括的立法の主義に依つてゐると云ふことを得るであらう。

と述べて、氏は我國の市町村の自治機能の範圍に及んで現今の市町村の出身である。徳川時代又はその以前に於ける「むら」「まち」から説き起して、明治二十一年我國は代議政治を施行する前提として、自治制度に一大變革が加へられ當時プロシヤの自治制に倣つて制定せられたる我國の市町村の自治制度を説いて。

我國の市町村は舊市制町村制の制定に依り、その自治

機能の範圍が確認せられ、その公共事務に關しては所謂概括的立法主義に依る普遍的自治能力を認めらるゝに至つたのである。然しながら舊市制町村制に於ては市町村の公共事務處理に關する包括的能力を認めただのみであつて、國家その他の團體がその團體の事務を市町村に委任し、市町村はその委任に基きこれを當該市町村の事務として處理することを得べき積極的の規定を存在しないと云つてゐる。更に氏は自治機能の範圍について論じたる後市町村の自治權の内容に入つて。

立法的權限

地方自治體は、その區域内に於ける地方的行政事務を處理する團體であるが、その地方的事務たるや、本來國家自ら管理すべき國家的事務の一部に外ならざるが故に地方自治體の自治行政が適正に運行せらるゝ否やに付て國家が極めて緊切なる利害關係をもつてゐることは謂ふまでもない。それ故に地方自治の制度を設くるに當りては地方自治體の構成、自治體の機關、その他の自治組織

並に自治作用等に關する基本的事項は國家が法律を以て自らこれを規定することを必要とする。

と解説して氏は。

然しながらまた他面地方自治制度を認むる重要な意義は各々その事情を異にする地方に對し、夫れ／＼その實情に適應した行政を行はしめんとすることに存するのであるから、自治行政に關する一切の原則を細大漏れなく劃一的に、國家自らその法規を以て確定することは到底困難であるのみならず、若しさうすることに依り制度を動きのとれないものとするときは、却て、それが爲自治行政の生氣を奪ひ、延いては地方自治の理想に背馳するに至るであらう、それ故に地方自治に關する法制を立つるに當つては、國家は地方自治行政上許さるべき限りに於て、その立法權の一部を地方自治體に委任し、地方自治體をして地方自治の運営上必要な法規を制定し得る權能を有せしむることが適當である。地方自治體の有するこの委任立法權を稱して自治立法權または自主權と

稱するのである。

と云つて、行政的權限に及んで組織權、公共的勞務管理權強制權等について詳論して、進んで、財政的權限に至つて、財産の管理權、支出權、收入權、市町村收入の種類、市町村の税外收入、市町村の税收入、市町村の會計等を各般に互つて説いて、更に市町村の自治權に對する國家的統制に論及して自治監督に關する基礎觀念、市町村自治監督の方法、各種の監督方法を氏獨自の見解に依つて述べてゐる。これを見ても挾間氏は優秀なる行政家であると共に學究であり、殊に地方自治行政の一權威者たることは肯定するに十分である。

新體制準備會と挾間氏

第二次近衛内閣の成立と共に近衛首相が最も力を注いで着手したのは國民再組織運動であつた、而し各界の代表者を網羅した新體制準備會に於て、近衛首相は眞に一億國民一體となつて大政翼賛に總力を集結し得る國民組織の結成を要請したが、挾間氏は當時内務次官の要職にあつたので、

氏も亦この新體制準備委員會の委員常任幹事として、この歴史的使命を擔はされた新體制準備會の仕事に熱心その任務遂行に努力したのであつた。さうした、未曾有の時局に對處すべき國民新體制的具體的方策につき眞摯なる検討を重ねたる結果、特別審議會の審議に基づく大政翼賛運動綱領草案及び規約草案を決定して爾後の處置は一切擧げて近衛首相の統裁に一任し、新體制準備會は生みの親としての使命を完了したのである。そこで當時の政府は大政翼賛運動部の中核體となる組織の結成を急ぐと共に、本運動は大政翼賛運動と稱して全國民これに参加するとして本運動を指揮推進する機關として大政翼賛會を設けることに方針を決定して、これが主腦部の人選も了へて首相官邸に於て大政翼賛會の發會式を擧げたのであつた。

翼賛會への反響と改組

かやうにして生れた大政翼賛會の組織に對して當時既に一部からはその成立の當初から種々なる點で疑念を抱かれてゐたが、翼賛會がいよいよ具體的活動を開始して、地方

支部や地方協力會議等の組織進捗と共に既存團體との間に面白からぬ空氣をも生じたる等の關係を生じて、世上の一部からの反響氣勢はこの大政翼賛會の前途に一脈の暗影を投じたのである。臨時中央協力會議でもこの問題を眞先に採りあげられて、大政翼賛會の根本理念、同會の性格、法律上の地位等々に關して活潑なる論議は行はれたのであつたが、時恰も第七十六議會を前にして翼賛會問題は更に表面化し、議會の雲行も亦この問題に對して頗る險惡なる情勢を示してゐたのであつた。果然衆議院に於ては川崎克氏を陣頭に森田福市、杉浦武雄、平川松太郎、一松定吉、北吟吉氏等は猛烈に翼賛會に關する攻撃的質問戰が展開され、貴族院に於ても亦赤池濃、岩田博士その他から相當突込んだ論戰が行はれたのであつた程である。而して議會の翼賛會に對する最後の結末は紆餘曲折の末、大多數の意見として政府に統一意見を以て翼賛會の組織並に人事の刷新を斷行言明せしめたのであつた。かくて大政翼賛會の根本的改組は最早や不可避の情勢となつたので、その改組案につ

いて政府並に翼賛會で改組案を練ることになり、當時政府は「大政翼賛會の改組案を得るにつき、内閣四長官の手許に於て議會關係、軍部、關係各省、翼賛會その他各方面の意向をとりまとめ研究の上速かに政府案の原案を作成すること」を閣議の申合せとして、この方針の下に同會の改組に取りかゝつたが、その間また／＼相當の紆餘曲折を経て漸く大政翼賛會は改組されたのであつた。

改組の決定と氏の翼賛入り

斯様にして改組されたる大政翼賛會は總裁及び顧問は従前の通りとして新に副總裁一人を置いて總裁の輔佐として運営の衝に當らしむると共に、副總裁の下に事務機關及び審議機關を併置して、事務機關としては、首席に事務總長一人を置いて、その下に總務局、組織局、東亞局及び中央訓練所を置いたのである。さうして總務局は庶務人事、會計等の官房的なる性質事項を擔當するやうになし、組織局は地方組織、文化組織及び經濟組織等國民組織の確立及び運用並に宣傳等一般に關する事項を擔當することゝして、

東亞局は東亞問題關係事項、特に興亞諸團體の連絡に關することを擔當し、中央訓練所は構成員の錬成に關することを擔當することに改組したのである、而して事務總長の直屬として參與を置いて審議機關としては調査委員會を置いて、重要案件の調査審議に當らしむると共に、各調査委員會に委員及び幹事を置いて、各調査委員會の實際の運営に當つては當時事務總長と緊密なる連絡をとつて事務機關は各調査委員會の幹事的の役割を爲すものとしたのであつた。

而して中央協力會議は存置したのであるが、この改組案の決定と共に首腦部の人事の銓衡を急いで、組織局長には即ち前内務次官であつた氏が就任し、總務局長には厚生省社會局長熊谷憲一氏が當り、東亞局長は最も苦心の上前拓相遞相であつた永井柳太郎氏をもつて來たのである。中央訓練所長には海軍中將八角三郎氏と決定して引續いて各局の部長副部長等を決定就任して、こゝに改組後の大政翼賛會は陣容を整備し機構を新たにして再び活潑なる活動を開始したのである。こゝに組織局長たる大役を引受けた挾間氏

の力は新體制準備會の常任幹事から現在の改組後の翼賛會の活動に至るまで多大の貢獻をなしてゐる。

雲濱の心持が指導者階級には必要

這般某紙は現在の翼賛會について。

翼賛會は安藤副總裁の直裁にして豪快なるに配するに俊敏大膽、緻密なる挾間組織局長がゐる。挾間氏の下にゐる地方部長の永野芳辰氏は企圖に富み明朗にして部内に敵がなく、將來を刮目されてゐる。翼賛會が重點を啓發運動においてゐるので宣傳部長の八並璉一氏文化部長岸田國士氏は各々の角度からこの翼賛選舉貫徹のため部員をよく誘導しつゝ奮闘してゐる。壯年團は結成日なほ淺いのにこの總選舉に遭遇したのは試鍊として絶好のものである。あくまでも公事結社の建前を墨守しながらも明日への基礎工事に精進してゐるが、安藤團長の下に副團長に挾間茂氏本部長に足松順一氏あり、管太郎、栗原美能留、留岡清男の三總務以下本部役員及び全國各地區の組織網がやうやく完備して來た。

と云つてゐるが、全體翼賛會といふやうな仕事は却々困難なる仕事である。併乍ら翼賛會の人々はかの國士梅田雲濱の作詩。

妻臥病牀兒泣飢 此心誓欲拂戎夷

今朝死別兼生別 唯有皇天后土知

位の意氣があれば何事でもなし遂げられると思ふのである。この雲濱の心を忖度するに「外夷に膝を屈するとは何事ぞ俺は殺さるれば護國の忠魂となつて國威を宣揚するのである」と心中深く期して彼はつとに尊王攘夷を唱へ何事も天地神明が御覽になつてゐるぞと彼は意氣剛健として從容死を待つてゐたときの作詩であるが、筆者は時々この作詩を見ると自然涙が出て來るのである。また維新の英雄西郷南洲は楠公を評して。

明籌奇策不可模 正勤王事は眞儒

懷君一死七生語 抱此忠魂今有無

と云つてゐるが、この維新無比の勤王英雄にして大楠公の誠忠を洞察して餘りありと云へるが、南洲は國家重大の際

には、眞に身を捨て、これに當る烈士の行動が眞に國民を奮起せしめるものであると云つてゐるが誠にその通りであつて、只だ單に訓示や、説教のやうなことのみでは何んの役にも立たないと思ふのである、大楠公の精神行動や、南洲や雲濱の如く亦最近誠忠の極致たる九軍神の如き一家眷族を顧みず身を以て國難に當つた精神行動は國民に大なる感化を與へてゐる。我國はかゝる人物が幾多輩出してゐるからこそ幾多の國難にも打勝つて國威が益々宣揚されたのである。刻下千古未曾有の超時局に對處するには一億國民は一致團結の如き固き決意を以て、如何なる困難に遭遇するも不撓不屈以て外敵に當り國策貫徹に邁進せねばならぬことは勿論であるが、これには指導者階級に屬する人々も眞に梅田雲濱の如き精神と意氣を以て多數國民を導くことが肝腎である。幸にして氏の如き俊敏にして果斷、しかも識見あり力量あり加ふに大膽にして緻密なる氏の如き人材が決戰體制下に於て最も緊要なる國家重要機關たる大政翼賛會に入つて國民指導……啓發の任に當られることは筆者の誠に意を強くするところである。